

しゅんせつ土砂処分要領

1. 処分場所
新海面処分場二次送泥用土砂仮置場
2. 処分対象物
処分する土砂を土運船で運搬する処分者（以下「処分者」という。）は、次に定めるしゅんせつ土砂以外のものを処分することはできない。
しゅんせつ土砂の範囲は、通常、都内の運河、航路及び河川のしゅんせつ土砂、その他これに類するものとし、海防法第10条第2項第5号口の省令で定める基準に適合する水底土砂であり、東京都東京港管理事務所長（以下「所長」という。）が承認したもの。
3. 処分の規制等
処分者は、「海洋汚染及び海上災害防止に関する法律」及び「海上工事の規制に関する法令」の規定等を遵守しなければならない。なお、処分土砂には岩、コンクリート塊、鉄筋等の障害物が混入していないこと。それらが万一混入していた場合は、申請者の責任において持ち帰ること。
4. 処分日時
処分日時については、原則として土曜、日曜、祝日を除く日中とする。
ただし、処分場における工事等や、天候不順等により土砂処分が危険と判断される場合は、受入れを中止することがある。
5. 費用負担
処分者は、処分場建設及び維持管理の負担金として、都の検量数量に基づき、所定の料金を別途発行する納入通知書により、所の指定する期日までに納入しなければならない。
なお、土量に変更が生じた場合には、土量処分完了後清算する。
ただし、無償による処分と認められた申請案件については、この限りでない。
6. 諸手続等
処分者は、諸手続等にあたっては、所の関係職員の指示に従うこと。
7. 申請書等
処分者は承認を得た後、速やかに別表の書類を添えて着手届を所長に提出すること。
また、土砂処分に先立ち、東京都が契約している計測監理受託者（発注：東京都東京港管理事務所）及び処分等監理受託者（発注：東京都東京港建設事務所）に別表の書類をそれぞれ提出する。
8. 完了届
処分者は、処分完了後10日以内に完了届等を所長に提出すること。
9. 処分用旗の貸出
処分用旗の貸出は、処分者が提出する旗借用書をもって、使用船舶数に応じ貸出するものとする。
処分用旗は、処分者が責任を持って管理すること。また、旗は引船等に必ず取り付け、旗番号と船名が容易に確認できるようにしておくこと。
なお、処分用旗は、処分完了後洗濯し、速やかに返還すること。
10. 変更申請
土量の変更・期間の延伸等、承認内容に変更が生じた場合は、速やかに変更申請を行うこと。
なお、変更申請については、発注機関が臨海開発部、開発整備課、調整係（TEL03-5320-5571）と事前に協議し、その後、受注者が東京港管理事務所、臨海地域管理課、施設係（TEL03-5463-0232）に変更手続を行うこと。
11. 工作物等への損傷
処分者は、土砂の処分に当たって、処分場等の都の工作物に損傷を与えてはならない。
なお、損傷を与えた場合は、延滞なく関係部署に届け出て、当該職員の指示に従い原状回復しなければならない。
12. 土砂処分（工事）
処分者は、しゅんせつ土砂を土運船で汚濁防止枠付土砂送泥船（以下「汚濁防止枠船」という）まで運搬し、監理受託者の指示する場所に処分すること。
また、作業終了後は、汚濁防止枠船のゲートの開口を確認し、速やかに汚濁防止枠船内から回避し、他の船舶の作業に支障とならないようにすること。
なお土運船等の注意事項は次のとおりである。
 - 1) 土運船は、最大幅16m、最大長さ115m（押船を含む）、最大喫水5mとすること。
 - 2) 土運船を汚濁防止枠船に引船（押船）で入航するときは、曳航ロープを短くすること。
汚濁防止枠船への入航前には、処分等監理受託者の補助船が土運船の誘導を行う。
 - 3) 底開作業中には汚濁防止枠船内の水位が変動するので、処分者は、引船等の船内に待機すること。
13. 土運船等の形状寸法表の提出
都が土砂処分の数量を正確に把握するための計測監理を行うにあたり、土運船の形状寸法表を着手届とともに提出すること。
14. 承認の取り消し
所長は、処分者が前記1から13までの処分要領に違反したときは、この承認を取り消すことができる。

平成25年10月1日

東京都東京港管理事務所への提出書類

申 請 書 (申 請 者 名)
○工事件名・土砂発生場所・処分量・処分方法・処分期間・受注者・連絡先等を記載する
○支出科目の添付（都の工事の場合）
○案内図・平面図・断面図の添付
○処分量計算書(事前測量と計画高による平均断面法による土量計算書)
○底質調査報告書(計量士印のある試験結果一覧表)
（採泥地点図に採泥年月日・責任者・立会者名が記入捺印のもの）
○放射性物質濃度調査結果報告書（計量士印のある分析証明書）
（採泥地点図に採泥年月日・責任者・立会者名が記入捺印のもの）

着 手 届 (受 注 者 名)
○承認番号・工事件名・土砂発生場所・処分量・処分期間・着手年月日・連絡先等を記載する
○施工計画書(工事全般で5～6ページ程度)※
○使用船舶一覧表及び運搬工程表
○工事契約書の写
○海上保安部等の工事許可書の写
○土運船の形状寸法表
○土砂処分用旗借用書

完 了 届 (受 注 者 名)
○承認番号・工事件名・土砂発生場所・処分量・処分期間・完了年月日・連絡先等を記載する
○土量計算書（前後測図等により土量計算）
○検量土量表（土量計測等監理受託者から入手する）

※施工計画書の記載内容については、次のとおりとする。
施工位置図、船団構成、運搬経路図、連絡体制(常時・緊急時)、しゅんせつ施工方法等

土量計測等監理受託者、及び土砂仮置・送泥等施工者への提出書類

着 手 時	完 了 時
○着手届の写(受付印のあるもの)	○完了の報告、及び完了届の写
○しゅんせつ土砂処分承認書の写	
○使用船舶一覧表及び運搬工程表	
○土砂処分用旗借用の写(受付印のあるもの)	
○土運船の形状寸法表	
○その他指示するもの	(注) 変更申請を行った時は、変更申請の写を提出

※土量計測等監理受託者、及び土砂仮置・送泥等施工者の連絡先は
東京都東京港管理事務所 臨海地域管理課(TEL 03-5463-0232)に問合せのこと。

(申請書様式)

(文 書 番 号)
平成 年 月 日

東京都東京港管理事務所長 殿

〇〇〇〇
△△△△△△ (印)

しゅんせつ土砂処分の申請について

このことについて、下記のとおり、新海面処分場二次送泥用土砂仮置場にしゅんせつ土砂を処分したいので申請します。

記

1. 土砂発生原因	平成 年度	工事
(工事件名)		
2. 土砂発生場所		
3. 処分量	_____ m3	
4. 処分方法	底開式土運船から直投方式 または(密閉式土運船から揚泥方式)	
5. 処分期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで	
6. 添付書類	案内図	1 部
	平面図	1 部
	断面図	1 部
	土量計算書	1 部
	底質(溶出・含有)調査報告書(正)	1 部
	放射性物質濃度調査結果報告書(正)	1 部
	支出科目書類添付(東京都の工事)	1 部
7. 連絡先	(所属・氏名・電話)	
8. 受注者	(会社名・代理人・電話)	

着 手 届

(文 書 番 号)
平成 年 月 日

東京都東京港管理事務所長 殿

住所

氏名

印

下記のとおりしゅんせつ土砂処分に着手します。

承認番号	平成 年 月 日	承認番号	東港臨第	号
処分目的 (工事件名)				
土砂発生場所				
処 分 量	申請土量 m3			
処分期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日			
着手年月日	平成 年 月 日			
連 絡 先				

※注意 本書提出後、受付印のある写しを各監理者に提出すること。

施 工 計 画 書 記 載 項 目

1. 施工計画書
 - 1-1 施工位置図
 - 1-2 しゅんせつ船団構成
 - 1-3 運搬経路図
 - 1-4 連絡体制
 - 1-5 施工方法
2. 使用船舶一覧
3. 土砂運搬工程表
4. 海上保安部等工事許可書（写し）
5. 土運船の形状寸法表
6. 土砂処分用旗借用書

土砂処分用旗借用書

1. 旗番号	No.	No.	No.	No.	No.
2. 引船名	・	・	・	・	・
3. 枚 数	枚				
4. 承認番号	東港臨第 号				
5. 工事件名					
6. 返納予定日	平成 年 月 日				

上記のとおり借用します。

東京都東京港管理事務所長 殿

平成 年 月 日

会社名

連絡先

借用者名

完了届

(文 書 番 号)
平成 年 月 日

東京都東京港管理事務所長 殿

住所

氏名

印

下記のとおり、しゅんせつ土砂処分が完了したのでお届けします。

承認番号	平成 年 月 日	承認番号	東港臨	号
処分目的 (工事件名)				
土砂発生場所				
処分量	検量土量 m3、(申請土量 m3、実施土量 m3)			
処分期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日			
完了年月日	平成 年 月 日			
連絡先	0 0 0 0 0 (株) 現場代理人名 連絡先			
確認者印	申請事務担当者 印 連絡先			

※注意 本書提出後、受付印のある写しを各監理者にFAX等で提出すること。